

2015年12月16日

瀧川ゼミ

担当：飯野、杉山、羽深

## 『中断された正義－「ポスト社会主義的」条件をめぐる批判的考察』

ナンシー＝フレイザー（著）、仲正昌樹（翻訳）

### 第1部 再配分と承認

#### 第1章 再配分から承認へ？

##### －「ポスト社会主義」時代における正義のジレンマ

現在、ありとあらゆる地域で不公正が生じており、増加している

→この不公正を解決するには「承認」と「再配分」が必要

○二種類の不公正

・経済的不公正

搾取、経済的なマージナル化、剥奪といった不公正

・文化的な不公正

文化的支配、非承認、蔑視といった不公正

これら二つの不公正を解決する治癒策

・経済的不公正→「再配分」

・文化的な不公正→「承認」

再配分…集団の差異化を損ねる（ある集団の個別性を無視する）

承認…集団の差異化を促進する（ある集団の個別性を認める）

→対立した目標を持っているように見える…「再配分／承認のジレンマ」

⇒経済的不公正と文化的な不公正の両方を解決するには、再配分と承認の両方が必要であるため、このジレンマをどう解決すべきかが問題となる。

ジェンダーと「人種」…二価面的集合体（経済的側面と文化的側面を持っている）

- ・女性は無給の家庭労働を任され、また有給の労働に関しても低収入である（経済的側面）  
→ジェンダーを廃絶すべき
- ・男性中心主義と女性蔑視（文化的側面）  
→侮蔑されたジェンダーである女性性の再評価が必要

○再配分／承認の分割を横断する二つのアプローチ——「肯定」と「変革」

- ・肯定的治癒策…社会的配置の不均等な結果を、それらを生じさせている社会的基盤をかき乱すことなく、是正を目指す
- ・変革的治癒策…問題を生成させている社会的基盤の枠組みを最高増加することによって、不均等な結果を正す

	肯定	変革
再配分	「リベラルな福祉国家」 既存の集団間のシェアの表層的再配分 集団の差異化を支持する 非承認も起こりうる	「社会主義」 生産関係の深層的再構造化 集団間の差異が曖昧になる 非承認のいくつかの様式の是正に役立つこともある
承認	「主流派の多文化主義」 既存の集団間の尊重の表層的再配置 集団間の差異化を支持する	「脱構築」 承認関係の深層的再構造化 集団の差異化を不安定にする

再配分／承認のジレンマを克服するには、「社会主義」と「脱構築」の組み合わせが最も適格的。

しかし、このシナリオを可能にするためには、すべての人々が現時点での自らの関心やアイデンティティを形成している文化的構築物への執着から乳離れしなければならない。

## 第2章 家族賃金の後に

### 一脱工業化の思考実験

現代における古いジェンダー秩序の崩壊

→女性と子供に対する適切な社会的保護が提供されていない

かつての社会…「家族賃金」を中心に置く

→福祉国家の構造：①社会保険プログラム

②専業主婦の援助

③残余的部分へのサービスの提供

⇔・資本主義の脱工業化局面の移行

一人だけで家族を養うのに十分な賃金が支払われない現状

→「家族賃金」という理想の崩壊

・同性愛者やソロ・マザー家族の誕生や、離婚の増加・早期化によるかつてのジェンダー・家族観に対する疑問の高まり。またそれに伴うソロ・マザーの貧困問題を中心とした社会問題の出現

⇒福祉国家は必要だが、かつての福祉国家では不十分

→雇用と再生産の全く新しい状況にふさわしい新しい「脱工業化福祉国家」が必要

○著者が主張する新たなジェンダー秩序を維持する二つのモデル

①総稼ぎ手モデル

…女性の雇用の促進によるジェンダーの公平の育成

国家によるデイケアのような雇用を可能にするサービスの提供

②ケア提供者対等モデル

…非公式なケアワークの支援にとるジェンダーの公平の促進

国家によるケア提供者手当の提供

○「ジェンダーの公平」とは

①反貧困原理

現代におけるソロ・マザーやそうした環境で生活する女性と子供の救済のためにも、貧困の回避はジェンダーの公平において重要

②反搾取原理

オールタナティブな収入源の確保により、不平等な関係における従属者の交渉力を増加させる。「出て行ける」可能性を女性に与えることによって、女性の「声」を高める

※解決すべき三種類の搾取的依存

i).家族内のある個人への搾取的依存

ii).雇用主や監督者への搾取的依存

iii).官僚の気まぐれへの搾取的依存

これら三つすべてを同時に防ぐものでなければならない。

③平等収入原理

女性の労働と技術に対する過小評価の是正。ソロ・マザー家族内の子供を助けることにもつながる

④平等余暇原理

多くの女性が労働と家事を担うことにより、時間不足に苦しんでいる。

⑤尊重の平等原理

女性を客体化し軽んじる社会制度の却下。女性の人格性の承認と働きの承認を要求する

⑥反周縁化原理

女性を、より広い社会から切り離し、家内領域に閉じ込めるような制度の否定。社会生活のあらゆる場面における、男性と同等な女性の完全参加を促進すべき。

⑦反男性中心主義原理

男性の生活パターンが人間の規範を表象しており、女性はそのパターンに同化すべきであるという男性中心主義的な見方の否定。

「社会政策は女性が同等の幸福を享受するために、男性のようになることを求めるべきではないし、男性のために作られた制度になじむよう求めるべきでもない。その代わり政策は、男性中心主義的な制度を再構造化することで、子どもを産み、しばしば親戚や友人の世話をする人間を、例外としてではなく理想的な参加者の典型として扱い、そのような人々を歓迎できる仕組みを目指すべきである。」

これらの原理が全て、あるいは少なくともそのほとんどを満たす見込みを最大化するアプローチを見つけるべき

○脱工業化福祉国家を考察するうえで重要な視点

### ①ケアワークの社会組織化

ケアワークに対する責任は誰のものなのか。どのように配分されるのか。どのように割り当てられるのか。

### ②権利授与の基盤

福祉サービスを受ける根拠は何か？

#### ・「必要」に基づく供給

最も再配分的であるが、貧しい人々を孤立させスティグマ化する危険があり、最も不名誉な供給の形である。

#### ・「功績」に基づく権利授与

最も名誉を損なわないが、反平等主義的で排他的になる傾向がある。

功績に基づく権利授与は、「貢献」によってなされる

※貢献…通常は、税金の支払い、仕事、奉仕に従って評価される

税金の支払い、仕事、奉仕において、女性は不利

#### ・「市民権」に基づく供給

名誉を損なわず、平等主義的で、普遍救済的であるが、お金がかかるため、高レベルの質と気前の良さを維持するのが困難。また、ただ乗りの奨励につながるおそれもある。

### ③女性間の差異

女性の中にも多様な種類が存在するため、ある政策が全員に同じく影響するわけではない。どのグループが得をし、どのグループが不利益を被るのか。

### ④ジェンダーの公平以外の脱工業化福祉国家の必要事項

ジェンダーの公平は社会福祉の唯一の目標ではない。効率、共同体、個人の自由のような、公平とは別の目標も重要である。

## ○二つのモデルの検討

### ①総稼ぎ手モデル

大部分のケアワークを家庭から市場や国家に移し、職場改善や意識改善を行うことで、ケアワークのような低賃金・低評価の労働を是正し、一家の稼ぎ手レベルの給与を保障することで、女性を家庭生活から遠ざけ、雇用へと方向付ける。

より多くの女性が彼女たち自身の職歴に基づいて保障され、その職歴がかなり男性のものに似てくる。

反貧困：安定した、一家の稼ぎ手レベルの雇用の保障により、貧困は遠ざかる

反搾取：一家を養うことができる収入を雇用により得られるため、女性は男性に依存せずに済む

平等収入：階級や教育、人種、エスニシティ、年齢といった他の変数の比重は増え、それにかかわる女性ないし男性における不平等は助長される

平等余暇：現在女性が行っているケアワークの負担は市場および国家に移せるという想定は、非現実的。出産や家族の非常事態への対応など、他者に任せられないものや任せるべきでないものも多く存在する。男性にこの仕事を公平に分担できれば可能かもしれないが、困難。

尊重の平等：男性よりも女性が、再生産と家庭生活とのつながりを強く持ち続けることになり、そのたえ、一見できそこないの稼ぎ手に見えることになってしまう。また、一家の稼ぎ手の地位に高いプレミアをつけることで、それ以外の者に対する軽視を招くおそれがある。

反周縁化：フルタイムで働く女性が増えることは、政治や市民社会への参加を妨害する可能性がある。

反男性中心主義：「一家の稼ぎ手」という、本来男性的な地位に対する女性の進出の援助しているだけであり、この男性的地位が中心とされていることには変わりがない。

## ②ケア提供者対等モデル

出産や育児、家事、その他の社会的に必要な家内労働に報酬を与えることで、女性たちに、ケアワークのみを通して、あるいはケアワーク・プラス・パートタイムの雇用を通して、彼女たち自身とその家族を扶養する重要な家庭内での責任を付与する。

女性の生活を男性の生活と同じにするのではなく、むしろ「差異に対して、犠牲を払わないですむようにする」。

ケアワークと雇用の両立やケアワークのみ等の異なる身分の間を移行する可能性を促進する。

→「柔軟性」が鍵となる

反貧困：ケアワークにも報酬が支払われるため、「女性的な」労働パターンの人はかなり安全性が保たれる。

反搾取：雇用されていない女性もケアワークによる収入を直接得られるため、夫への経済的依存は軽減される。

平等収入：手当プラス給与の制度は最低限の基本的な一家の稼ぎ手の給与に相当するものを与えるが、「ママのコース」（ケアワークとの両立のため、融通の利く非連続的なフルタイムあるいはパートタイムを選ぶ）を設ける。この「ママのコース」は「一家の稼ぎ手コース」よりも給与がはるかに少ないことが予想される。

平等余暇：ケア提供者コース上にいるパートナーのいない人たちは、余暇に関して重大な不利益を被る可能性がある。

尊重の平等：ケア提供は今よりも敬意を持って扱われるかもしれないが、女性性と結び付けられることは変わらず、また、一家の稼ぎを得ることが男性性と結び付けられていることも変わらないため、両者の間には経済的格差だけでなく、伝統的なジェンダー関係に基づく尊重の格差が依然として残る可能性が高い。

反周縁化：女性の非公式のケアワークを支援するため、そうした仕事が女性の仕事であるという見方を強化し、女性をますます家庭に閉じ込め、他の領域における女性の参加を妨害するおそれがある。

反男性中心主義：ケア提供を雇用の障害としてではなく、固有の価値を持ったものとして扱うため、総稼ぎ手モデルよりも効果的。しかし、ケア提供のライフスタイルを男性も行うほど十分に普遍的価値を肯定できるとはあまり期待できない。

原理	総稼ぎ手モデル	ケア提供者対等モデル
反貧困	○	○
反搾取	○	○
平等収入	△	×
平等余暇	×	△
尊重の平等	△	△
反周縁化	△	×
反男性中心主義	×	△

#### ○まとめ

・総稼ぎ手モデル…女性を男性と同じ基準に当てはめるが、その一方で女性たちが完全にそれを満たすことを妨害する制度を作ってしまう。余暇の平等を促進できないこと、男性中心主義に立ち向かえないことが弱点。

・ケア提供者対等モデル…ジェンダーの差異に便宜をはかるために二重の基準を設けているが、その一方で「女性的な」活動とライフパターンに対し、等しい尊重を保障できない政策を制度化する。平等収入を促進できないこと、女性の周縁化を防ぐことができないことが弱点。



どちらも、完全なジェンダーの公平を与えることはできない。

## ○総ケア提供者モデル

男性に対して多くの女性の今の在り方により近づくよう働きかける。

…主要なケアワークをする人間になるよう働きかける

→現在の女性のライフパターンを皆にとっての規範にする

あらゆる職がケア提供者でもある労働者向けにデザインされる

総ケア提供者モデルはジェンダーの脱構築を示唆している

→ジェンダーの公平の達成は、ジェンダーの脱構築を必要とする

ただ乗りを阻む政策の必要

※現在のシステムにおける真のただ乗り…十分に、あるいは全く賃金を支払わないで、労働者たちの労働にただ乗りしている企業、及びケアワークと家庭内の労働を回避している、あらゆる階級の男性

「男女がともに、親であることと有給の雇用を兼ねられるようにするために、男性役割の新たな展望と労働者生活の組織化における根本的な変化が求められている。」

## 第2部 公共圏、系譜学、そして象徴的秩序

### 第3章 公共圏の再考

#### —現存する民主主義批判のための論考

ユルゲン・ハーバマスは「公共圏」を政治参加が対話という手段を通じて演じられる現代社会における劇場であると捉え、著者はこの概念を用いることで1980年代に起こった社会運動やそれと結びついた政治理論を説明できるとしている。

公共圏の概念は支配の道具であるとともにユートピア的理想であるともいえるが、どちらでもないともいえる。ハーバマスの支持したブルジョワ公共圏の自由主義モデルは、後期資本主義社会における現存する民主主義の限界を批判するのに不十分である。

筆者の考え

- ① 適切な公共圏の概念は、社会的不平等を単にわきに置いてしまうのではなく、解消することを要求する  
→後期資本主義社会において社会的不平等が公共性における討論を汚染する仕方を明



らかにすべき

- ② 単一の公共圏よりも複数の公共圏の方が、階層社会と平等主義的社会の両方において望ましい  
→後期資本主義社会における公共性相互の關係に不平等がいかに影響を与えているかを明らかにすべき
- ③ 公共圏に関する支持しうる概念は、ブルジョワ的男性中心主義的イデオロギーが「私的」と分類し、受け入れられないとした利害関心や論点を包含すべき  
→批判理論は、ある論点や利害関心を「私的」と分類することが、現代社会において広く論ずべき問題や、その問題へのアプローチを狭めてしまうことを明らかにすべき
- ④ 強い公共性と弱い公共性を共に許容し、それらの關係を理論化するのに役立つ概念が擁護されるべきであること  
→後期資本主義社会におけるいくつかの公共圏があまりにも脆弱なため、「世論」から実践的な力が奪われていることを明らかにしなければならない。

## 第4章 セックスと嘘と公共圏

### ークラレンス・トーマスの承認についての検討

クラレンス・トーマスは、黒人保守派で、連邦雇用機会均等委員会（EEOC）の前委員長であり、差別を不法とする法律を施行する機関の取り組みを縮小化しながら、「ポスト公民権運動時代」を取り仕切った。1980年代にトーマスのアシスタントとしてEEOCに勤務していた黒人女性である法学教授アニータ・ヒルがセクシュアル・ハラスメント受けていたことを主張した事柄が「クラレンス・トーマス事件」である。

クラレンス・トーマスをめぐる闘争を通じて、国家権力との關係において公共圏が依然として重要であることを証明した。女性は事実上、私的な場での静かな虐待と、公的な場でのうるさい言説＝討論的な虐待の間でどちらかの選択を迫られる。

公共性は常に明白にエンパワーメントと奴隷解放の道具だとみなすことは正しくない。従属集団のメンバーにとって問題になるのは常に、プライバシー損失の危険に対抗して、公共性を潜在的に政治的に利用して、バランスを取ることである。

## 第5章 「依存」の系譜学

### —合衆国の福祉制度のキーワードをたどる

合衆国における貧困と不平等に関する論争は、今日なぜ福祉依存との関連で枠づけられているのか。この「依存」という語の含意はなぜ否定的であるのか。

前産業主義社会：依存＝他人のために働くことによって生計を立てること

しかし、「依存」が法的身分を有する他の人間によって率えられる単位の一部であるという意味での、地位の劣勢や妻の法的従属を意味したことには変わらない。

自立＝労働からの自由におけるような、特権や卓越を含意。

産業主義社会：「依存」ではなく「自立」が政治的・経済的言説の中心。

「依存」が逸脱的で、スティグマ化されたものとなってゆく。

経済的な自立＝生計の維持と依存する妻子の扶養に十分なだけの賃金を稼ぐという意味の「家族賃金」の理想を次第に達成していった。

女性＝パートナーからパラサイトへ。

公的扶助のプログラムは、マイノリティの低賃金労働に対する依存、妻の夫への依存、子の親への依存の強化を目標としていた。

ポスト産業主義社会：あらゆる依存を、避けることが可能であり、避難に値するもの

自立がすべての人に強制され、依存のスティグマ化が進んだ。

家族賃金という理想が、脱中心化

個人化の進行ゆえに、残存する依存はすべて、個人の落ち度

依存＝女性化・人種化

依存は病理に結び付けられる

男性：扶養者あるいは一家の稼ぎ手としての第一義的な責任＝「自立」

女性：世話人かつ養育者としての第一義的な責任＝「依存」

→これらの責任を負わせたうえで、その人格類型を本質的とみなす、性的分業の痕跡

パット・ゴーウエンの、依存のフェミニスト的な再解釈

『依存』はより正確には、子育てと家事という女性の無償労働を当てにする父親にこそ顕著な特徴である。『依存』は、子育てや家事、そして（何らかの方法で）お金を稼いでくること、それらすべてを行うシングル・マザーの特徴では決してない。養育や介護の価値が認められ賃金が支払われるとき、依存が口にしてはならない言葉ではなくなる。そして相互依存が規範となると、その暁にのみ、私たちは貧困を減らすことができるだろう。」

## 第6章 構造主義か、語用論か？

### 一言説論とフェミニスト政治について

言語研究におけるフェミニスト的理論化にとって、構造主義アプローチよりも語用論的アプローチの方が勝っている。

社会的アイデンティティは、歴史性を伴う特定の社会的コンテキストにおいて言説的に構築されていて、それらは複雑で複数あり、時間を通じて変化するものである。

ポスト・フェミニストになることなしに、本質主義への批判を行うことが可能になる。ポスト家父長制について適切に語るができるようになるまでは、ポスト・フェミニズムについて語るのは時期尚早。

## 第3部 フェミニズム的介入

### 第7章 多文化主義、反本質主義、ラディカル・デモクラシー

#### ーフェミニスト理論における現在の行き詰まりを系譜学的に捉え直す

☞今日、「民主主義」という言葉をめぐって、激しい争いが行われている。

「ラディカル・デモクラシーとは、民主主義的参加にとって障害となる2つのもの（＝社会的不平等、差異の誤承認）を正しく理解し、そして取り除くことである」と仮定。

<この章での筆者の目的>

フェミニズムの議論を再構築していくことによって、より一般的な議論の軌跡を描くこと

◎「ジェンダーの差異」：平等化、差異か？（60年代後半～80年代半ば）

平等のフェミニスト

⇒ジェンダーの差異＝男性の支配の道具、人工物

ジェンダーの差異の強調は、女性にとって有害。

⇒ {  
・ 女性を家庭内における劣位の役割に限定する傾向を強化。  
・ 人間としての真の自己実現を促進する全ての活動（政治・雇用・芸術・精神生活・  
正当な権威の行使など）から排除。

↓

フェミニズムの目標

＝（ジェンダーの差異を取りはらい、）女性と男性を共通の基準のもとに置き、その平等を確立すること

<平等主義の洞察>

平等な参加と公正な配分という目標なくして、ジェンダーの公平に関する説得的なヴィジョンはあり得ない。

差異のフェミニスト

⇒ジェンダーの差異＝女性のアイデンティティ形成の基礎

男性中心主義＝性差別主義の中心的な害

女性性の承認と再評価が、ジェンダーの公平にとって中心的。

<差異のフェミニズムの洞察>

男性中心主義を乗り越えることなしに、ジェンダーの公平に関する説得的なヴィジョンはあり得ない。

○「ジェンダーの差異」の帰結

平等のフェミニストと差異のフェミニストの双方の洞察を、互いに和解させる道を見つけないければならない。社会的な不平等と文化的な男性中心主義の双方に同時に反対するパースペクティブを発展させていく必要がある。

## ◎「女性間の差異」（80年代半ば～90年代前半）

☞レズビアンや有色の女性のフェミニストの仕事によって推進。

⇒合衆国の主流のフェミニズムは、これまで運動を支配してきた白人且つ異性愛者で中産階級の女性の立場を特権化するもの。

### <アフリカ系アメリカ人の女性たち>

女性が男性に依存し、家庭生活の中に閉じ込められたものであるという普遍的な前提に異議

→奴隷制と抵抗の歴史、賃労働、コミュニティ活動を引き合いに主張

### <ラテン系、ユダヤ系、ネイティヴ・アメリカン、アジア系のフェミニスト>

主流のフェミニストの多くのテキストが、暗黙裡に白人女性を前提としていることに異議

### <レズビアン>

母になること、セクシュアリティ、ジェンダー・アイデンティティ、生殖などに対する古典的なフェミニズムの評価が、規範的な異性愛を前提としていることに異議

## ○「女性間の差異」の帰結

女性間の差異を抑圧したことで、ジェンダー以外の従属の軸（階級、人種、エスニシティ、ナショナリティ、セクシュアリティなど）をも抑圧してきた。

→ジェンダーという差異以外の様々な軸と進んで取り組まない限り、他の闘争との関係を理論化することができない。

## ◎「多様で横断的な差異」：反本質主義か、多文化主義か？（90年代前半～現在）

☞多様な差異をめぐる闘争が同時に進行し、多様な社会運動が互いに横断し合っている市民社会という広い領域の中で、ジェンダーの闘争が進行している、と考える。（ジェンダーのみに焦点を当てずに、人種や階級にも焦点を当てる）

## ○「多様で横断的な差異」の帰結

多様で横断的な差異が主張されている時代において、実行可能なポリティクスを持つことができない。

→私たちは多様で横断的な差異に向けた、新しい平等／差異の議論を構築する必要がある。また、文化的な差異をめぐる問題と社会的平等をめぐる問題を繋ぐ必要がある。

## 第8章 文化、政治経済、差異

ーアイリス＝マリオン・ヤングの『正義と差異のポリティクス』について

☞ヤングが提唱している差異のポリティクスは、エスニック集団の状況には適しているが、普遍的に応用することが難しい。(ヤングが考える集団の差異化は、「文化形態」「生活様式」「類似の経験」などを参照しているため、人種以外の問題には応用すると、不適切な部分が生じてくる。)

## 第9章 間違ったアンチ・テーゼ

ーセイラ・ベンハビブとジュディス・バトラーへの応答

○「人間の死」について

ベンハビブとバトラーのそれぞれの考え

ベンハビブ

自律・批判・ユートピアの諸概念を前提都市、批判理論に根差したフェミニズムを擁護。

「人間の死」というポストモダニズムの強力な見解は、フェミニズムの政治が依拠するところの自律と自己再帰的な主体性の原理を蝕んでしまう。

バトラー

主体性・アイデンティティ・人間的行為体の諸概念に基づいたフェミニズム。

筆者は、バトラーの「人間の死」に対する考え方に終始反論。

○フェミニズム理論における「女たち」

バトラー

フェミニズム運動は「女たち」の名のもとに申し立てすることを避けられない。

⇨そのような申し立ての媒介として構築される「女たち」というカテゴリーは、必然的に継続的な脱構築の対象となる。

## 第10章 主／僕モデルの彼方へ

### ーキャロル・ペイトマンの『性的契約』について

- ☞ 女たちの従属は、個々の男の直接的な命令に服従している状態として理解される。  
→ 男性の優越とは、男性の上位者が女性の下位者に命令するという二者間の権力関係  
＝主／僕関係

#### 性的契約

##### 1. 古典的社会契約論の暗黙の前提として

ロックをはじめとする反家父長制的契約論者は「父権」を拒絶したが、夫の妻に及ぼす婚姻上の諸権利を当然のものと決めかかった。

→ 思想家たちが社会契約を着想する以前に、先行する「性的契約」を暗黙の内に前提していた。

##### 2. 現代社会における現実の諸契約の中に

結婚契約、雇用契約、売買春契約、代理母契約

＝「労働力」「妊娠サービス」「性的サービス」に関わる契約は、主／僕関係を確立する。Ex. 「結婚契約」…夫は妻に命令する権利を獲得する。

##### 3. 家父長制的文化の主要な解釈図式として

男であること＝女に性的に命令すること、ある女性の身体に接近する権利を持つこと。

女であること＝誰かある男に性的に服従すること。

→ 家父長制文化の象徴的な基本型

#### 結婚契約

＝長期間にわたって階層的地位関係を確立し、その期間が予め決められていて変更できず、またその役割が性に応じて割り当てられる。

まず結論…

⇒ 結婚契約は主／僕モデルでは適切に捉えることができない。

ここでは、主／僕モデルを現代社会におけるセックスとジェンダーの文化的意味を分析するモデルとして考察してみる。

今日においては、妻に対する夫の権力を性的契約の主／僕の用語で理解することは語弊がある。

結婚にとって重要なのは、構造的で進行性の強制という性質。

→スーザン・オーキン

「結婚によって社会的に引き起こされる、際立って非対称的な脆弱性の循環」

子どもを養育するという女たちの伝統的な責任は、女たちを不利な状態におく労働市場の形成を助けてしまう

↓

経済市場における不平等な力が生じ、それが家庭の中での不平等な力を強化し悪化させる。

⇒家庭内のことと子供の世話に責任を負うという見込みが、雇用教育、雇用訓練、更に雇用への関与の程度について決定する際に、女たちに負荷を負わせる。

↓

条件の悪い労働市場機会しか持たないまま、またそれ故に夫よりも小さな浮揚力しか持たないまま結婚生活に入る。

↓

夫との所得能力との格差が広がる

↓

離婚する際の選択の自由に格差が広がる。

↓

最終的に女たちは別居や離婚の場合に脆弱になる。(生活水準の急激な低下)

#### ○結論

- ・女たちが個々の男たちの直接的な命令に服するのではなく、次第に個人として行為するようになりつつあるにもかかわらず、従属の再生産が生じている。
- ・政治的抵抗と文化的論争の新しい形式が創り出されている。